

入会林野と社会変容

——長野県木曾町の事例研究から問うこと

佐 幸 信 介

1. はじめに——入会を問うこと

入会林野という現在では多くの関心が注がれなくなっている領域に、あらためて着目することの社会学的な意義を検討すること、あるいは入会林野に焦点をあてることでそこから派生する問いの可能性を考えること。本稿は、長野県木曾町での聞き取り調査⁽¹⁾をとおして、その端緒を探る試みである。

入会とは、何よりも林野（林野以外にもありうる）と、平地の集落で行われる農耕を中心とした生活とを結びつける日常実践の営みである。林野がもたらすさまざまな物質——木材、堆肥、家畜の飼料、薪炭材、食料などが、集落での生活の貴重な資源・財源となる。人びとは、何らかの規範や掟を取り交わしながら林野を利用し、これらの物質を手に入れる。人びとは、山からの恩恵を単に受けるだけでなく、山に対して人為的に関わることで、山を持続的に保っていく。入会とは、こうした人と山との相互関係——行為と物質の相互作用を指している。

そして、入会は共同作業や相互扶助、あるいは集住といった共同性の生活様式を伴っている。日常実践の共同性と集落の共同性が重なり合う。この共同性の重なりが重要なのは、共同性にはある適正な規模やスケールがあり、このスケールが入会林野の規模とも対応すると考えられるからである。物質循環とは、おそらく集落の大きさに見

合った共同性の規模によっても条件づけられていると考えられるだろう。

しかし、入会という生活の形は、現在ではすでに生活世界の中心的な位置から後退しており、多くの場合、過去の習俗的な慣行とみなされている。それは、学問的に認識することができるということ以上に、聞き取り調査のなかで実際に地域住民から「昔のこと」として語られることが端的に表している。「昔のこと」とは、自分が子どもの頃の経験的な記憶として語られる場合もあれば、村史（誌）や町史（誌）として記録されている場合もある。

おそらく、こうした入会林野についての認識枠組みは広く共有されている。入会林野は、伝統化あるいはフォークロア化されて、社会の共同性や相互性として表象され、その土地らしさの特徴がそこに付されていく。この枠組みは、しばしば観光をめぐる地域表象が構成される際にも動員される、ある種のナイーブな認識枠組みと同型である。入会林野を考えると、まず直面するのは、この伝統化やフォークロア化する表象の問題である。しかし、入会林野と社会変容を考えると、過去のものとして表象化されるほど単純なものではないはずである。

そこで、まず、現代あるいは近過去の入会林野と生活の変容について、簡単に触れておきたい。およそ1960年前後（昭和30年代後半）以降、生活そのものが林野から離れていく過程を木曾町では経験している。入会林野が人びとにもたらした堆肥は、工業的に生産される肥料に変わった。農耕馬の役割は農業機械にとって代わられたために、飼料用の草地はもはや必要がなくなった。燃料源であった薪炭材もまた同様である。新しい機械や工業製品、エネルギーは、山の生活、林野を利用する生活からの解放を人びとにもたらした。それは、一方で産業としての新しい農業や林業が成立することであり、他方で山とは無縁な賃労働を中心とした新しい労働のスタイルが浸透していくことでもあった。平地という領域／圏域のなかで生活そのものが自立し、充足

することが可能になっていく。山と生活とが循環する関係は、市場経済を中心とした生活様式からなる合理的な社会関係へと置き換わっていったのである。

こうした生活世界における社会変容は、山から刈り取った草木や薪炭材を運ぶといった重労働からの想像以上の解放感をもたらしたに違いない。この解放は、新たな時間の生き方を可能にしていく。具象的な時間（山との生活）から、計量可能な抽象的な時間（労働の生活）への移行がある。いわば、山がもたらす産物から、時間がもたらす産物へと労働の形式が変わるとき、それは同時に何かを失っていく過程でもあった。

また、「山がなければ生活できない」から「山がなくとも生活できる」への移行は、単なる生活様式の変化にとどまるものではない。生存や生活の必需性と結びついていた生活様式の次元から、生活の選択性、つまり消費を志向することと結びつくそれへと位相の移行が生じていたはずである。失われたものとは、生活様式が別の次元へと位置が変わることと、おそらく同義である。

社会や生活のいたるところで生じるこうした変容は、地域の空間的な変容をもたらすことにもなる。山との関係から切り離された地域空間は、その土地の固有な山との生活の履歴を歴史化する。地域空間の新しさからは、山との生活は歴史として外部化されるのである。そして、林野もまた、景観や自然環境、観光資源といったかたちで客体化される。林野は、平地を中心に自立化した地域空間から、視覚的に見られるもの、非日常的に体験するもの、あるいは保全すべきものへとその位置が変わっていくのである。

入会林野にアプローチする研究蓄積は、これまで民法や法社会学をはじめ、農村・地域社会学、林政学、地理学などの分野で膨大になされてきている。かつて、民法や法社会学は、およそ1970年代頃までは入会林野について事例研究を含みながら精力的に取り組んできた経緯がある。それは、林野あるいは農地の所有権や登記をめぐる法制的な

変化をバックグラウンドにしながら、紛争や和解、調停などが現実的に生じていたからである。なるほど、明治維新以降、林野をめぐる全国のいたるところで数々の紛争や訴訟が生じ、そうした争いが日本社会の近代化のプロセスそのもの軌跡となってきた。

本稿で対象とする長野県木曾町においても、江戸時代の尾張藩の藩有林や禁制の対象であった巢山（すやま）や留山（とめやま）、明山（あきやま）における留木（とめき）や停止木（ちょうじぼく）という独特の歴史的な背景を持ちながら、明治期以降の所有や登記、明山の強引な国有化や財産区化、共有林の利用（権）をめぐる数々の紛争や争議が生じ、地域の近代化の歴史を形作っていることも数々の町誌（史）や村誌（史）で確認することができる。かつては、水利権と並んで、林野の所有と利用、あるいは境界をめぐる争いは、地域社会の社会関係の変動を主題化する重要な研究対象となってきた。だが、林野から解放された地域空間が自立化していったように、林野をめぐる争いは、現在ではほとんど見るものがなくなり、一定程度その変動は落ち着いているかのようである。

現在直面している入会林野の問題

現在、変動が沈静化しているとしても、入会林野をめぐる問題が無くなったわけではない。聞き取り調査をするなかで知ることができるのは、争いや訴訟とは別の形で、入会林野をめぐる問題を住民が抱えていることである。入会は、木曾町での聞き取りをふまえると、現在では、生産森林組合や林野利用農業組合といった法人の形式をとっているケースと、法人化せず連名で登記し記名共有しているケースがある。どの場合でも、土地登記された共有林野には毎年税金が課せられる。その税金の支払い役を行うのは、法人の代表者や会計実務を担う世話役であることが多いが、普段は使わない共有する林野に対して、税金だけが課せられることの負担感については、木曾町の木曾福島、黒川、宮越、開田のいずれの地区でも同様に聞くことができる。例え

ば次のような話は、こうした現実を照らしている。

私たちの場合は、キャンプ場として町に共有林の一部を貸していることもあって、共有林からの多少の収入がありますが、そうでないところは税金を払うだけが毎年課され、どこも苦勞していると思います。山を持つということは、現在では昔のようにはいかなくなっていて、さらに私たちの子どもたちの次の世代に引き継ぐことは現実的に難しくなっていると思っています。(KF-1)

こう語ってくれた60代の男性は、共有林に対する入会を経験的に知っている世代である。共有林の手入れについても次のような話を聞くことができる。

私たちは、生産森林組合のかたちをとっていますが、共有林のなかでも経済林の手入れは昨年までは、「出役(しゅつえき)」といって年に1回共同で作業をしていました。みんなで手入れすることを「山ごしらえ」といいます。昔は年に10日ほど出役していました。しかし、高齢化や人手不足もあって、今年からは組合から日当を払って行うやり方に変えています(KF-2)。

ここで指摘されている問題には、少なくとも二つの側面があると思われる。

第一に、図式的に概括すると、近代化の過程で争われていたのが、利用権を目的とした入会権と所有権との整合性や統合の問題であるとするれば、現在直面しているのは、林野利用の経済的価値や合理性が消失ないし後退したなかで、所有がもたらす矛盾や負担といったものである。林野利用は、先にも述べたように木材の生産に限られるものではない。生活の営みに密接にかかわる、建築材、肥料源、飼料源、燃料源をもたらすものであった。1960年前後以降、林野の利用価値の低

下や喪失は、税金の問題が端的にあらわしているように、土地所有と経済的合理性との関係が、多くの場合共有林を担保するものではなくなっていることに起因する。実際に現在では、共有林を利用せず、つまり入会が実質的に機能せず、放棄状態になっているケースが散見される。

第二に、林野が有している生態系や多様な生物の存在、あるいは景観あるいは風景といった自然環境を保全していくという問題である。この問題は、これまでの学問領域とは別の角度から、とりわけ環境経済学や環境社会学、あるいは生態系や生物多様性を主題とする自然科学の領域において、「環境」や「コモンズ」というレイヤーから、(入会林野とは必ずしも対象範囲が一致するわけではないものの) 議論が再定位されていることとも関わっている。

これら二つの入会林野へのアプローチは、言うまでもなく議論の出自を異にしている。いたずらに議論を交叉させることは避けなければならないが、聞き取り調査をするなかで実感するのは、地域社会のなかで同じ林野をめぐる、これらの異なる問題が時には並列し、あるいは混在していることである。山を所有し税金を払うことと、山を手入れすることは順接的な関係ではない。山とのかかわりを再関係化する課題が、一方で所有と利用の矛盾に直面し、他方で林野を保つことの必然性として模索されている。これまで保ってきた入会林野が荒れることは避けなければならない。それは手入れされるべきであるし、そういうものなのである。したがって、入会を問うことは、こうした歴史化や客体化とは異なる入会林野の再関係化のための方法論について考えることであるともいえる。

長野県木曾町の入会林野を具体的な事例として、入会の歴史的変容と課題について検討することは、聞き取り調査を含めた立体的な作業が必要になる。本稿では、そのとば口となるものであり、木曾町の入会の成立とその特徴に絞って聞き取り調査の結果をふまえながら検討する。というのも最終節でも触れるように、入会林野を問うことは、

抽象化された近代化とか賃労働の浸透といった次元ではない社会変容の問題に直面することになるからである。

まず、今回調査対象にした木曾町の概況を確認することからはじめよう。

2. 木曾町の概況

木曾町は長野県南西部にあり、木曾谷と言われる木曾川がつくる水系の地勢の中央部に位置している⁽²⁾。木曾町の西端に木曾御嶽山、東端に木曾駒ヶ岳が佇み、その山岳は象徴的な相貌を示しながら自然・文化的な環境を作っている。木曾川は林野の中をぬうように木曾谷を形成しながら流れ、河岸段丘には旧中山道が南北に通っている。木曾町には、旧中山道の三六番目の宮ノ越宿と三七番目の福島宿がある。現在でも、国道19号線やJR中央西線は、旧中山道と重なりながら木曾川の谷に沿って走っている。旧宮ノ越宿から、東側の権兵衛峠を越えて伊那谷に権兵衛街道が通じ、旧福島宿からは西に向かって、旧開田村を經由して高山へと飛騨街道が通っている（共に国道361号線）。旧中山道の街道の分岐点となっている長野県塩尻市（現在でも、国道やJRの分岐となっている）から、木曾町へ向かうとき、その道程は両側の森林と一体となって風景を形成している。その要所で贄川、木曾平沢、奈良井、藪原といった旧宿場町を辿ることになる。

木曾町は、2005年（平成17年）に木曾福島町、日義村、開田村、三岳村が合併し誕生した。木曾町では、合併を機に「まちづくり条例」（自治基本条例）を制定し、首長や議会権限に匹敵する住民の自治組織からなるまちづくりの協議会システムを導入、制度化したことで全国的に着目された町である。人口は2021年10月1日時点で、人口11,127人、世帯数4,843世帯、高齢化率は42.0%。

林野に囲まれた木曾町の総面積は、476.03平方キロメートル。そのうち林野面積は418.66平方キロメートルで、林野面積率は87.9%におよん

でいる。全国の林野面積率が65.5%、長野県の割合が75.9%と比べても、林野面積の割合が多いことがわかる。林野の内訳は、国有林が115.05平方キロメートル、民有林が303.62平方キロメートルで、およそ4分の3が民有林となっている。

現在、林業に携わる林業経営体の数は全体で33経営体、そのうち法人化している経営体が10、法人化していない経営体が22、地方公共団体・財産区が1となっている。また、林家数は1,075戸となっており、全世帯数のおよそ22%が林野を所有・登記している。林野の所有・登記に関しては、聞き取り調査をふまえると、先にも触れたように、「個人での所有」と「共有林を複数で登記」している2つのケースがある。さらに、共有林を複数の者が登記する場合は、「林野利用農業協同組合」または「生産森林組合」の方式で法人化して登記するケースと、法人化せず複数の者が連名で登記するいわゆる「記名共有地」となっているケースがある。

2021年2月には新しい役場庁舎が竣工したが、木造平屋の建ての庁舎は木曾町の林野から伐り出した木材を使用して建設された⁽³⁾。木造といっても、集成材を用いず、構造・躯体もカラマツやヒノキなどの無垢材を用いており、地元の多くの建築業者による在来工法を駆使することによって進められたユニークな一連の試みであった。いうまでもなく、かつての林野と生活との循環的な入会の仕組みを現代の文脈でトレースした建築の方法論であった⁽⁴⁾。

3. 尾張藩のもとでの二重の禁制と入会

これまで「入会林野」という言い方で共有林について記述してきたが、入会林野について概念的に整理しておこう。まず、呼称の問題である。木曾町での聞き取り調査では、「入山」あるいは「入会山」という呼称で言われている。入山は、さらに「柴山」「里山」「奥山」と、集落から近い順番で呼ばれていた。柴山は主に草木の場所であり、農

耕馬である木曾馬のための飼料として刈り取られていた。里山は、主に薪炭材や肥料用の草木や落ち葉を得るための山である。入山から集めてきた草木や落ち葉を水田にすき込み、堆肥として利用する。この点について、1950年代後半頃（昭和30年代）の次のような話を聞くことができる。これは開田地区（旧開田村）の事例であるが、木曾町の他の地区でも同様の事柄を聞くことができた。

山から里に共同でワイヤーを繋げ、ひとかたまりに束ねた草木を山から平地まで降ろしていました。吊り降ろされた草木を家まで運ぶのが、学校から帰ってきた子どもの仕事でした。（KD-1）

草木を縛って一束にするのは、刈った草はすべるのでコツと技がいるんです。これができると、一人前と言われていたのですが、当時、草刈りの名人と呼ばれていた人が何人もいました。（KD-2）

奥山は、日常のなかでは利用されることはほとんどないが、木曾馬の産地でもある開田地区では、春の農耕が終わると木曾馬を奥山まで連れていき、夏の間放牧していたという。入会林野は、森林と原野（草地）を合わせたものであるが、この3つの区分けに即せば、多くの場合、柴山が原野（草地）、森林が里山と奥山に対応する。

こうした入山とは別に、木曾地域独特の呼称がある。「留山（とめやま）」「巢山（すやま）」「明山（あきやま）」である。尾張藩の藩領下において、禁制とされていた山が留山と巢山、人びとが利用可能であった山が明山である。さらに、明山であっても「留木」「停止木」と禁木が定められていた。

ヒノキやサワラなどの木曾の木材は、古くから良木とみなされ、尾張藩にとっては重要な財源となっていた。木曾地方は、1600年（慶長5年）に徳川の時代になった当初も徳川家康の直轄地とされ、山村氏を関所の関守をする木曾代官に任命した（山村家は江戸期が終わるまでのお

よそ270年にわたって代官をつとめることになる)。その後、1615年（元和元年）に尾張藩領となる。ただし、歴史的には、江戸時代よりもはるか前の荘園時代から木曾は中央主権の直轄地となっており、『開田村誌』によれば、木曾がすでに荘園によって支配されていた時代から木曾の木材が伐出されたと指摘がある。記録として確認されるだけでも、鎌倉時代の14世紀には伊勢の皇大神宮や豊受神宮のために伐出されていた。また、豊臣秀吉も木曾を1590年（天正18年）に直轄地とし、大阪城や大仏殿、聚楽第の建設に木曾の木材を使用したという。木曾の木材は質が高いものとしてすでに古くから認知され、都市部へと供給する産地として名が通っていたようである⁽⁵⁾。

山下千一『木曾山林物語』⁽⁶⁾によれば、尾張藩の藩領になってからすぐの1618年（元和4年）に巢山が定められた。そして江戸時代の初期において、木曾の山材の需要が非常に高く、その結果17世紀の中頃までには乱伐され林野そのものが荒廃化したという。その状況をうけて、尾張藩は、1664年（寛文4年）から数回の木曾山巡見を行い、留山、留木、停止木を定めていく。

巢山とは放鷹するための鷹の巣を保護するための山を指す。先述したように人びとの立ち入りも伐採も一切が禁止された山である。『黒川郷の歴史と民俗』⁽⁷⁾によれば、江戸期の終わりの時点で、木曾全体で20カ所、総面積は2万689ヘクタールに及んでいたという。尾張藩は寛永年の頃から毎年鷹奉行を木曾へ派遣し、妻籠須原、のちに藪原に巢鷹役所を設けて巢鷹の管理と取り締まりを行っていた。巢山は、寛文期以降は木曾全体で59カ所あり、留山と同様に禁止と保護が徹底されていた。

『木曾福島町史』には、1665年（寛文5年）に巢山や留山が定められたことをめぐって次のように記述されている。

かくても何年も重ねるに従って木材資源は漸次減少の一方である。のみならず木曾山林は挙げて山村氏に一任してあって、木曾山林の

状況不明の点もあったので、寛文四年六月目付役佐藤半田太夫以下五人のものをして木曾谷中の巡見を行わしめた。巡見一行は各宿村山林を仔細に調査して帰った。山村氏は此巡見に疑問を持ち、政務多端にして到底山川支配に力及ばずとの理由で、山方一切の行政辞退を申出た。翌五年正月名古屋藩は山村家の出願を許し、林政と民政を区別して、山林関係の事項伐木運材、錦織綱場⁽⁸⁾及川並支配等一切を藩の直轄とし、山村氏は専ら民政方面を担当することとなった。藩では新たに上松に材木役所を建て、上松材木奉行を命じ、錦織材木奉行を任じて山関係の事項が山村氏の手から離れた⁽⁹⁾。

尾張藩の直轄になって以降、まず、1618年（元和4年）に巢山が木曾谷全体にわたって設けられ、上記にあるように、奉行巡見後の1664年（寛文4年）に留山が定められていく。代官とは別に林野専門の役所と奉行を設置する。林野に特化した統治の制度が出来上がったのである。材木役所が建てられた上松は、木曾町の南に隣接している現在の上松町。錦織材木奉行の錦織とは、綱場（木曾川を使って木材を集積し、筏を組んで下流に運搬するための要所）がある現在の岐阜県加茂郡八百津町。こうして、1600年代の中頃に巢山、留山、明山の三種類が木曾において定着していくことになった⁽¹⁰⁾。この時の巢山と留山を合わせて、木曾全体でおよそ220平方キロメートル（22,000ha）と言われており、その規模は広大であったことがわかる。

また、尾張藩は1684年（貞享元年）に行った二回目の巡見後に、巢山や留山を鞘で囲うようなかっこうをした「鞘山」（さややま）を新たに設ける。巢山、留山の保護を徹底するための緩衝的な保護林野である。鞘のような形であったため、そう呼ばれた。「情けないぞえ市川様は巢山留山さやかけた⁽¹¹⁾」と村人たちが謡ったように、容赦ない徹底ぶりだったようである⁽¹²⁾。

それに対して、明山は人びとの立ち入りを許された山であった。しかし、その明山であっても、先にも述べたように尾張藩によって留木

や停止木が定められた。留木はクリ、マツ、カツラといったものであり、伐木するには許可を必要とした。よく知られている木曾の五木であるヒノキ、サワラ、ネズコ、コウヤマキ、アスナロにケヤキも加えられ、停止木として一切の伐採が禁じられた⁽¹³⁾。山全体を禁制する留山と巢山、さらに明山であっても特定の木を禁制する留木と停止木という二重の禁制が、江戸時代の前期に尾張藩によって行われたのである。

ところが、先にも引用した『木曾山林物語』によれば、「江戸中期以降山村地域における集落の発達につれて林野利用の恒常的利用度が高まるに伴い、従来のような「明山」にたいするきびしい利用制限は、山村住民の生活と営農の現実的要求にそぐわなくなり、「明山」の利用形態は次第に変化せざるをえなく⁽¹⁴⁾」になった。その結果、入山（入会山）としてある程度の自由度をもって利用が認められることになった。このことは、島崎藤村『夜明け前』にも、同様の描写がある。参考までに引用しておこう。

当時の木曾一帯を支配するものは尾張藩で、^{すやま とめやま あきやま}巢山、留山、明山の区域を設け、そのうち明山のみは自由林であっても、許可なしに村民が五木を伐採することは禁じられてあった。言ってみれば^{ひのき さわら あす}檜木、^{ひ こうやまき ねずこ}榎、高野槇、^ひ榎の五種類が尾張藩の嚴重な保護のもとにあったのだ。
(中略)

しかし、巢山、留山とは言っても絶対に村民の立ち入ることを許されない区域は極小部分に限られていた。自由林は木曾山の大部分を占めていた。村民は五木の厳禁を犯さないかぎり、意のままに明山を跋涉して雑木を伐採したり薪炭の材料を集めたりすることが出来た。檜木笠、めんぱ（木製割籠）、お六櫛、諸種の塗物——村民がこの森林を仰いでいる生活の^{もとで}資本もかなり多い。耕地も少く、農業も難渋で、そうかと言って塗物渡世の材料も手に入れがたいところでは、「御免の檜物」と称えて、毎年千数百駄ずつ檜木を申し受けている村もある⁽¹⁵⁾。

木曾の入会の歴史

木曾地方において、入会の成立も江戸時代の時期まで遡ることができる。禁制と取り締まりが行われるなかで、人びとが自由に採取できるのは、薪炭材に用いる「かな木」（金木）や飼料用の柴と草に限られることになった。そうすると、必然的にかな木や柴草の量が足りなくなる。明山であっても禁制によって利用が限られるため、人びとは別の林野を明山として利用することになるが、集落から離れたところにある林野を利用するために入会を必要とした。『木曾福島町史』には、入会山が形成される経緯について、次のように記されている。

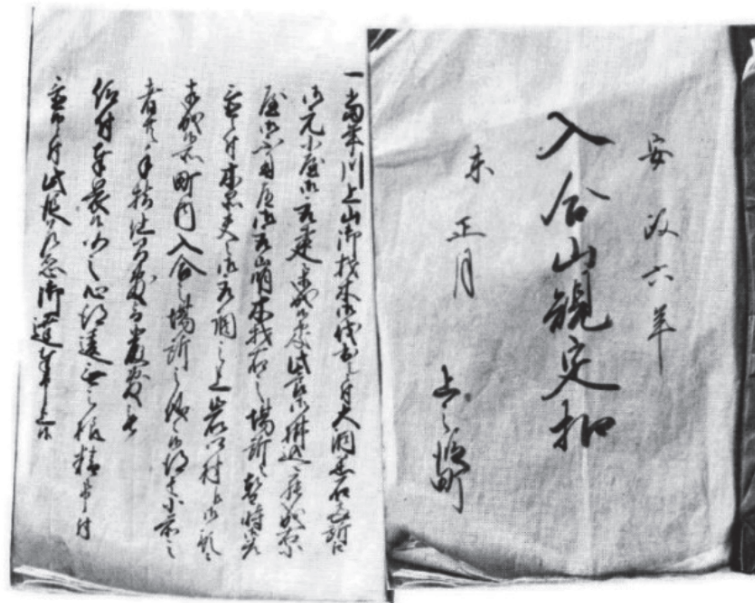
元来此柴山草山は漸次森林の地積を減じ、又山火事の原因にもなったので江戸時代には尾州藩が嚴重に之を制限した。其結果として村或は部落所属地内に於て之が補給困難となって来て同一場所に両村或は数部落が入り合つて採取することとなり、茲に入会山が出来るのである⁽¹⁶⁾。

つまり、停止木や留木によって制約されている明山では調達に不十分になり、薪炭材や柴草を求めるために、複数の村や集落が互いに利用する申し合わせによって入会という仕組みが作られた。ここで記述されているのは、複数の村が利用する「他村入会」または「数村入会」⁽¹⁷⁾と言われる入会山である。

入会には、このように他村入会と村のなかでの入会に分けられる。北条浩によれば、こうした入会とは別に「村持地」（むらもちち）と言われる土地があり、「徳川時代においては、一般的に「村持地」といわれている土地に対して、村人は入会とはよんでいない。紛争のときも村持地なのである。これにたいして、他村との間で支配し共同で使用・利益ないしは土地の利用を行う場合には、土地が共同所有であるか、または他村の所有であるかにかかわらず入会とよんでいたのである。⁽¹⁸⁾」

複数の村（者）が入り合うことは争いを作り出す契機ともなる。すでに江戸時代において、入会山の利用をめぐる村や集落の間で、争いや紛争が生じ、その調停や裁定に尾張藩やその命を受けた木曾代官の山村家が当たらなければならなかったという。

図2 入山の申し合わせの文書



上之段町入会山規定扣(安政6年)

出所：『木曾福島町史』（第1巻）446頁

入会は、こうした木曾町の事例にもとづくならば、尾張藩の所有一支配構造のなかで、その成立からすでに紛争を伴う仕組みそのものだったのである。入会林野は、先述したように厳密には所有としての「共有地（林野）」ではない。利用・使用の行為の次元にある入会と、所有の次元にある共有とは位相が異なるからだ。したがって、江戸時代の入会をめぐる争いは、利用・使用の範囲や境界をめぐるものであり、人びとの所有一権利関係をめぐる相互の対立から引き起こされるものでなかった。言うまでもなく、所有一権利関係は、近代的な概念にもとづくものであるから、江戸時代はいわゆる近代的な法の枠組みからは「慣習」と位置づけられる、集落の自治的な規範を有するものであった。異なる村同士の間での入会をめぐる争いは、どちら

かという占有あるいは占用の概念に近いと思われる。村や部落の排他的・敵対的な関係が、まるで陣地取りのように自らの共同性そのものの強度として発揮されていたといえることができる。

4. 権利としての入会と行為としての入会

入山は、そこに暮らす人びとにとって共同で——尾張藩領下の江戸時代においても、明治以降も共同の取り決めや掟のなかで——利用する林野であった。入会権を定義する際に、今もなお参照されるのが、川島武宜による次のような定義である⁽¹⁹⁾。「村落共同体もしくはこれに準ずる地域共同体が土地—従来は主として山林原野（ただしこれに限らない）—に対して総有的に支配するところの物権」である⁽²⁰⁾。1960年代に著された川島武宜によるこの定義は、物権の所有主体と利用主体との対応関係について「総有」概念をとおして論理化している点に、今もなお議論の応用可能性が見いだされている。

例えば、室田武・三俣学は、コモンズ論との異同を検討するなかで、川島武宜は「入会権によって守られる農山村民の生活があるとするならば、その権利をより狭義に限定してしまうのではなく、より広義に保障しようとし」たところにコモンズ論へと接続する可能性を見ている⁽²¹⁾。つまり、狭義の所有と権利の関係から総有として広義化することに、誰にとっての何のための権利なのかというときの対象が他ならぬ「山林原野」である点に、コモンズ論の対象もまた自然資源であることとの接点を見いだしているのである。

総有——共同所有と共同利用——には、室田・三俣も着目しているように、入会が単なる経済的な収益を上げることに限定されず、収益が目的とされない広義の機能を包含していること、また主体も限定的な個人ではなく、複数からなる複合的な主体である場合も含意されている。入会は、排他的所有と排他的利用という関係には、そもそもなじまない歴史的な仕組みなのである。入会を慣習や慣行として、一種

の例外的な権利とする見方もある。しかし、川島が総有という概念をとおして見ていた1950年代から60年代にかけて、入会が生活の一角として営まれていたことを考えるならば、確実に主体の共同性や複合性の姿があったということができよう。

こうした総有をめぐる共同性を考える上で、江戸時代の入会林野や入山が明治維新後にどのような転換を経たのか、その要点を確認しておきたい。表1は、明治維新後の概略を年表形式でまとめたものである。まず重要になるのは、1873年（明治6年）の地租改正から1889年（明治22年）にかけての時期である。

木曾地方において、尾張藩の藩有林は、明治維新後と地租改正によって「官有林」として、その後「御料林」として移管されていく。木曾町も官有林と御料林にとって、重要な場所として制度化された。御料林への編入が1889年（明治22年）。宮内省御料局は1903年（明治36年）に御料局の木曾支庁を木曾福島に設置を決定し1906年に開庁した。この建物は、1927年の大火により全焼した後再建され、現在も御料館と呼称され保存活用されている。

官有林化は、民有林との区別を明確にすることを意味し、そのために地面の面積と地価が調べられることになる（地価取調規則、明治5年）。明治期の民法の法制化とほぼ同じ過程をたどるが、多くの民有林は1895年（明治28年）頃にかけて登記されていった。

表1 明治以降の林政に関連する概略史⁽²²⁾

1869年（明治2年）	の版籍奉還により江戸期の藩有林が明治政府に編入
1873年（明治6年）	地租改正
1876年（明治9年）	地租改正を受け、官民有区分により山林所有区分の明確化と、所有不明山林に対する国有化が進められる
1879年（明治12年）	内務省に山林局が設置される
1881年（明治14年）	新しくつくられた農商務省の山林局が、国有林を所管
1885年（明治18年）	宮内省に初めて御料局が設置される
1886年（明治19年）	大小林区署制度により、全国に林区署が設置

1889年 (明治22年)	町村制の施行により、部落有林野の町村有化がすすめられるが、旧村民の抵抗から旧村民がそのまま部落有林野の所有を認める制度 (旧財産区制度) が定着
1886年 (明治19年)	～89年 (22年) にかけて、国有林から内務省所管の北海道国有林と宮内省皇室林野局所管の御料林が分離される
1910年 (明治43年)	～1939年 (昭和14年) 部落有林野統一政策によって、公有林の造林開発などの目的から、部落有林野の市町村林野への組み入れが推し進められるが、住民からの入山利用をめぐる抵抗により、部落有林野統一政策は終結
1947年 (昭和22年)	林政の統一により、国有林、北海道国有林、御料林が一括して国有林として林野庁の管理下となる
1951年 (昭和26年)	国有林野整備臨時措置法、固有林野法、林野法の改正
1953年 (昭和28年)	町村合併促進法により、あらたに多数の財産区が生まれる
1956年 (昭和31年)	公有林野等官行造林法
1966年 (昭和41年)	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (入会林野近代化法) 以降、入会林野整備事業 (構造改善事業) が進められる

『開田村誌』には、1873年 (明治6年) に作られた「共有地一筆限連名簿」の記録が収められている⁽²³⁾。これは、先の明治政府による地価取調規則 (明治5年) をうけて作成した、明山＝共有地の各人の専用区域面積、地価金が明記されたものである。実は、すでに江戸時代に明山の「草山境改長」が作られ、各人の明山使用と区分けが明記されており、そうした文書が下敷きになって「共有地一筆限連名簿」が作られたという。

旧開田村の「共有地一筆限連名簿」の特徴は、共有地を5つのタイプに分け名簿が作られている点である。①農家の経営規模に応じて共有地を分割、②完全平等の入会地、③木曾馬の放牧地を平均分割、一部は規模利用別に分割。④死馬を埋めた共同利用地、⑤山神を祭った共同利用地。

この「共有地一筆限連名簿」が完成するのが1888年 (明治21年) と、かなりの時間がかけている。1873年から1888年の間に、何度も5

つの分類と登記の仕方をめぐって、開田村戸長と名簿の完成を急がせる西筑摩郡郡長の間でやりとりされたという。その「御願」と「回答」が『開田村誌』に記載されている。ここで開田村戸長から「御願」されているのは、旧開田村の共有地は、個人所有のように記載できる面積とできない特別な共有林野があり、その特別な共有地を認めてほしいというものであった。

この「草山境改長」は、当時の入会林野の姿を写しだしているものである。つまり、すでに5つの分類のように人びとは入会として林野を利用してきたのである。実際に、この特別な共有地は認められ、名簿では便宜的に簡易記載されることになった。その後、1895年（明治28年）に民法に基づいて登記がなされることになる。こうした過程は、旧開田村にかぎらず全国各地で交渉・調整が行われたものであった。

この交渉・調整過程が注目されるのは、地租改正と官有化のなかで、個人所有を明確にできない共有地が官有林へと取り込まれることであった。尾張藩の藩政下であっても事実上の所有状態、あるいは占有状態が成立していた入会山野としての明山、集落と近接した控地や控林が、官有林として収奪されていく過程であったのである。この過程では、さまざまな事件と争いや運動があった。よく知られているように、島崎藤村『夜明け前』のモデルとなった島崎吉左衛門（正樹）は、明山解放運動・木曾山林事件の中心的人物である⁽²⁴⁾。また、『開田村誌』には、官有林に編入された林木を、盗伐する事件がいくつも記録されている。そのたびに処罰されるものの、盗伐は絶えることなかったという。盗伐する木材は、そもそも明山にあった自分たちのものであったからだ。

このような旧開田村の事例は、全国のなかの一端にすぎないが、明治期において民法上、入会権をどのように規定するのか、その法制史的な過程と法社会学的な知見も含めて検討する必要性は高い。とりわけ、1904年（明治37年）の大審院判決や、その判決を覆したとされる1920年（大正9年）の大審院聯合部判決などをめぐって、所有権と入会

権との関係の論理化はその中心的な問題のひとつであった。こうした問題については、別稿に譲りたいが、重要なのは北条浩が指摘するように、「入会権を前近代的な権利関係と位置づけ、これを個別的私的^レ所有^レ権利への移行させることをもって——すなわち入会権の解体——入会権の近代化だとすると、当然のことながら入会団体（集団）は解体する」（傍点引用者）という過程をたどるからである⁽²⁵⁾。この指摘の含意は、先の川島の総有の概念から入会権を立論していくことの可能性にある。図式的に捉えなおせば、入会権は共同の複合的な主体の所有権によって基礎づけられながら、入会権はこの所有権によって排他的に条件づけられないとすることができよう。つまり、所有者が異なっても、入会という営みは成立しうること、自らが所有していない林野であっても入会の可能性の余地があるということである⁽²⁶⁾。

5. おわりに——江戸期の馬小作制度と貨幣経済

これまで木曾地方の江戸期から明治期にかけての入会の成立と変容を概観してきた。入会の権利と所有との関係は、その後も政治社会体制や政策的な制度化のなかで変容を被ってきた。例えば、1889年（明治22年）の町村制の施行による部落有林野の公有化（旧財産区）、1910年（明治43年）以降の部落有林野統一政策の強化、1953年（昭和28年）の町村合併促進法による新たな財産区の編成、1966年（昭和41年）入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（「入会林野近代化法」）以降の共有する入会林野の法人登記の促進や入会林野整備事業（構造改善事業）の実施といったものである。本稿の冒頭で紹介した、固定資産税の負担の問題は、こうした一連の歴史をもちながら、直接的には1966年の「入会林野近代化法」に起因するものである。

戦後の林業政策と入会林野について、より詳細なフィールド調査が必要である。そのことをふまえた上で、前節で触れた所有と利用との関係を考えていくために、最後にひとつの事例として開田地区（旧開田

村) の、木曾馬の独特な馬小作と入会について触れておきたい。

開田地区は古くから木曾馬の主産地であり、その歴史は8世紀にまでさかのぼると言われている。主産地として制度化されるのは、江戸時代のはじめに代官である山村家が設けた「毛付け制度」という徴税に端を発している。この制度は、馬の戸籍（馬籍）を作り、自由売買を禁じながら、馬の良質を選定し計画的に肥育、売買を行うものであった。そして18世紀の後半に、木曾福島に大きな馬市が開かれるようになった⁽²⁷⁾。『開田村誌』によれば、江戸末期には親馬が1200～1300頭の数が開田で飼育されていたという⁽²⁸⁾。

先述したように、入会山の柴山は木曾馬のための飼料を採取する草木地であり、奥山は夏の期間に放牧する場所であった。住居の中に厩が作られ、馬専用の竈まで設置されて飼育されていた。『開田村誌』には、昭和の時代まであった習俗として、子馬が生まれると人間の赤ん坊と同じように赤飯を炊いて祝ったり、田植え上がりには「トーネ祝い」といって子馬が生まれた家では集落の人たちを招きお祝いの宴を開いたり、馬が病気になると病気見舞いとして草笹を贈るなどの話が記載されているほどである⁽²⁹⁾。また、聞き取りのなかでも次のような話も聞くことができた。

夏の間、馬を放牧しているとどうしても塩分摂取が少なくなります。馬は牛ほど塩分は必要ないのですが、それでも足りない。放牧から家に帰ってきたときに、それを補うために厩の脇にある竈の大鍋で味噌汁を作って、飲ませたものでした。美味そうに飲むんです。(KD-3)

江戸時代に広がった馬の飼育と産馬制度は、「馬小作」（預かり馬、預け馬）と呼ばれる独特の制度を作り出した。この馬小作制度が生まれるのが、17世紀後半の寛文年間時代。広く浸透するのが、ちょうど馬市が開かれるようになった時期と重なる19世紀前半の天保年間だと言われる。馬小作とは、馬主が農民に飼料代金の壺分とともに馬を預け、

農民が農耕馬として利用すると同時に肥育をする。預けられる馬は牝馬である。多くの農民は、二頭飼育し、農耕の規模によってさらに三頭や四頭の場合もあった。預け馬から生まれた子馬を2～3歳くらいまで育て、馬市で売るという仕組みである。売値のおよそ四分の三（つまり足四本のうち三本分）が馬主に、四分の一が農民に分けられる。ただし、この比率はその後、六対四あるいは五対五になったとも言われている。

ここで注意が必要なのは、馬小作の制度は、馬地主は存在するものの馬主が必ずしも地主であったわけではないという点である。ただし、農民が豊かだったというわけではなく、その反対に生活は貧窮で、預かり馬に頼らざるをえない生活環境だった。この馬小作は、土地の封建的所有を条件にもちながら、むしろ江戸時代において成立していた貨幣経済、商品経済と結びついていたのである。馬主の多くは木曾福島に在する商人たちであり、馬市から得られる儲けを見込んだ「預け馬」は投資の対象そのものであった。さらに、馬主に投資する「馬無尽」と呼ばれる仕組みもあったという。

開田で今も家屋が文化財として残っている山下家住宅は、開田の中でも大きな馬主であった。山下家は商人というよりも、代々「伯楽」と呼ばれた馬医の家で、馬小作制度の中心的位置をなしていた。山下家がとっていたやり方を調査の中で聞くと、放牧などで預け馬が不慮の事故などで死んだ場合、馬小作の農民には賠償を請求することはなく、そのリスクは馬主である山下家が担っていたようである。ただし、馬の死は当然のことながら農民の現金収入にしわ寄せすることになる。

こうした馬小作制度は、入会林野の仕組みと一体となっていることがわかる。農耕馬としての木曾馬は、同時に商品でもある。しかも、馬小作制度は、商人資本にとっての投資システムそのものであった。入会は、馬小作制度を通して農耕と貨幣経済とを媒介させるひとつのシステムでもある。そして農民は、馬主－馬小作、封建制・藩領－小作の二重の構造化によって、入会林野の行為主体に位置付けられるも

のである。しかも、この馬小作制度は、明治維新や第二次世界大戦を経る中でも、1950年代の中頃（昭和30年頃）まで存続したのである。

明治維新後の私的所有と官有化（国有化）の大きなうねりのなかで、入会林野の所有—権利関係は変容を被ってきたが、あらためて本稿・第一節で指摘した、1950年代後半以降の山との生活からの解放について考えるとき、木曾馬をめぐって人びとが取り込まれていた貨幣経済システムから、別の貨幣経済システムへの移行であったことが浮かび上がってくるのである。林—農業中心の生活から賃労働へという単純な移行ではない。法制や政策的な変化と重なり合いながらも、ずれをはらんだ社会変容である。階層や階級という概念では演繹的に抽象化できない、林野と入会が作り出してきた、場所性に結びついた社会関係——階層や階級、市場経済などの社会の変容が積層されている。入会は、江戸時代までさかのぼる時間軸を有しているが、この時間軸は法や規範、掟と市場や貨幣経済、さらに生活やコモンな関係によって多次元な社会関係が構成されている。そこには、近代的なもの、そして近代化されえないものが内包されている。社会学が問わなければならないのは、この時間軸に耐えうるだけの変容をとらえていく方法論でもある。

- (1) 本稿に直接かかわる聞き取り調査は、2021年10月14日～16日にかけて、木曾福島、黒川、開田、宮ノ越の10人の住民の方々に対して行った。調査方法は、半構造化面接法を用いた。調査対象者は、木曾福島（1名、60代男性）、黒川（2名、60代男性と80代男性）、開田（3名、いずれも70代男性）、宮ノ越（3名、いずれも60代男性）、林業の専門家（1名、80代）。あらかじめ、「地域のける山林の所有のタイプと歴史」「入会の歴史と現在の姿」「山林が暮らしにもたらす恵みと、現代で山と暮らすことの魅力や苦勞」といった大枠の質問内容を連絡し、聞き取り調査対象者からの語りに対して質問と応答を重ねた。本稿で、聞き取り調査からの引用で用いる、KFは木曾福島、KDは開田のことを指している。
- (2) 木曾町の人口動態を概観すると、2021年10月1日時点で、人口11,127人、世帯数4,843世帯、65歳以上の高齢化率は42.0%となっている。高齢化率の推移は、2000年は27.1%（人口14,866人）、2010年は35.0%（人口

12,743人)と上昇している。こうした人口動態は、一方で人口の減少(自然動態および社会動態ともに減少傾向の継続)、他方で年齢階層における年少人口(0~14歳)および生産年齢人口(15~64歳)の減少と、高齢人口(65歳以上)の増加との相対的な関係によるものである。

人口動態については、「信州木曾町2018木曾町勢要覧：資料編」(<https://www.town-kiso.com/files/file/box/c6/c626359fbb033a7d39ca705964acb5b244c4afb3.pdf>)に基づく[2021年10月15日閲覧]

- (3) 役場庁舎は、木造(一部鉄骨)鋼板葺平屋建て。設計監理は(株)千田建築設計。庁舎の建設にあたっては、設計者を選ぶプロポーザル全国コンペを実施し建設された。庁舎の詳細は、木曾町編著『木の國・木曾町の庁舎づくりI—設計プロポーザル編：公募で設計者を選ぶ』フリックスタジオ、2019年、および『広報きそまち』2021年3月号(<https://www.town-kiso.com/files/file/box/6b/6ba28c922e8b1eb2d3c6dc272729084f54a9f33f.pdf> [2021年10月20日閲覧])を参照のこと。
- (4) 地元の木材を地元の技術で建設された庁舎は、2021年度の木材利用優良施設コンクール・林野長官賞や信州の木建築賞・最優優秀賞を受賞している。
- (5) 『開田村誌』(下巻)、5-10頁。
- (6) 山下千一『木曾山林物語——自然環境、緑と水の保全を願って』章文館、1991年
- (7) 『黒川郷の歴史と民俗』黒川林野利用農業協同組合、1975年、83頁
- (8) 錦織鋼場とは、現在の岐阜県加茂郡八百津町にある。木曾から伐り出され、木曾川を流し運ばれた木材を集め、筏を組んで尾張まで運んだ要地である。
- (9) 『木曾福島町史』(第1巻)、449-450頁。
- (10) 木曾山林の一連の年表は、木曾山林資料館の「木曾の林業の歴史・尾張藩~明治時代」を参照のこと(<http://kisosanrin1901.org/aeoeaeaezaeyaaea/> 2021年10月25日閲覧)。同様の記述は、『木曾福島町史』(第1巻)、450-451頁、『開田村村誌』(下巻)、17-38頁や『黒川郷の歴史と民俗』、80-102頁にある。
- (11) ここで謡われている「市川様」とは、1726年(享保11年)に初代材木奉行となった市川甚左衛門のことを指しているが、鞆山が1684年に定められたことをふまえると、市川様と鞆山とは一致しないと考えられる。しかし、それほどまでに材木奉行の地位と力があったことをうかがわせる。
- (12) 『木曾福島町史』(第1巻)、452頁。
- (13) 最初に停止木が定められたのは、1708年(宝永5年)で、ヒノキ、サワラ、コウヤマキ、アスナロ(アスビ)の4木であった。1728年(享保13年)にネズコが加わった。さらに江戸期の後半の時期である1849年(嘉永2年)にケヤキも停止木とされた。

- (14) 山下千一、前掲書、72頁。
- (15) 島崎藤村『夜明け前 第一部（上）』岩波書店（岩波文庫）、1969年、141-142頁。
- (16) 『木曾福島町史』（第1巻）、495頁。
- (17) 北条浩、前掲書、20頁。
- (18) 北条浩、前掲書、5-6頁。
- (19) 例えば、山下詠子『入会林野の変容と現代的意義』東京大学出版会、2011年。室田武・三俣学、多辺田政弘（補）『入会林野とコモンズ』日本評論社、2004年。北条浩『入会・入会権とローカルコモンズ』御茶の水書房、2014年などを参照のこと。
- (20) 川島武宜『川島武宜著作集 第八巻』岩波書店、1983年、67-68頁。
- (21) 室田・三俣、前掲書、146頁。
- (22) 木曾山林資料館「木曾の林業の歴史・尾張藩～明治時代」（http://kisanrin1901.org/?page_id=23、2021年11月1日閲覧）、「中部の国有林—令和3年度中部林野局の取組」（<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/press/kouhou/attach/pdf/210427-1.pdf>、2021年12月10日閲覧）、および香田徹也編『日本近代林政年表 1867-1999』日本林業調査会、2000年を参考に作成
- (23) 『開田村誌』（下巻）、154-175頁。
- (24) 『夜明け前』が、史実にどのくらい基づいているのかは議論がある。例えば、西川善介「島崎藤村『夜明け前』における木曾山林事件の虚実——林業経済史の立場から——」『専修大学社会科学年報』第40号、229-239頁、2006年、専修大学社会科学研究所。
- (25) 北条浩、前掲書、415頁。
- (26) 所有者と入会の行為が異なる事例は、現在いたるところである。筆者の身近な事例を挙げるならば、カタクリが自生・群生する林野を地域の蜚の生態系に関心をよせるグループが、散策の場所としても活用できるように保全する活動をするとき、その林野の所有者の多くが群生地を地域に開放するようなケースである。
- (27) 馬市は、福島県白河や鳥取県大山の馬市と並んで、規模が大きいものであった。
- (28) 『開田村誌』（上巻）、833頁。
- (29) 『開田村誌』（上巻）、860-861頁。